

桶川市議会「一般質問」実施要綱

平成27年1月28日議運決定

桶川市議会「平成27年3月（第1回）定例会」以降の一般質問について、次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、桶川市議会における一般質問のあり方を刷新し、新たに実施するため必要な事項を定めるものとする。

（質問方法）

第2条 質問の方法は、「一括式」及び「複合式（2回目以降を一問一答とする。）」の二方式とし、質問する議員の選択とする。

（1）一括式は、「質問及び答弁」を一括して行う。

（2）複合式は、1回目の「質問及び答弁」は一括で行い、2回目以降は一問一答で行う。

2 二方式とも1回目の「質問及び答弁」は登壇して行い、2回目以降の質問は「質問席」で、答弁は「執行部（自）席」で行うものとする。

（質問回数）

第3条 一括式は3回（再質問及び再々質問）までとし、複合式の2回目以降は、回数制限を行わない。

2 複合式の2回目以降の質問は、次の項目に質問が移ったときは、前の質問項目に戻ることができない。

（質問時間）

第4条 一括式及び複合式とも、質問と答弁を含め「1時間」以内とする。

（質問通告）

第5条 一般質問の質問通告は、「一般質問通告書（様式1号）」によるものとし、必要事項を明記のうえ、議長に通告しなければならない。

2 必要事項のうち、「議員番号及び議員名」「一括式及び複合式の選択の明記」「件名及び質問要旨」「行政委員会の長（議場内に常設の席を設けていない長）に答弁を求める場合はその職名」の記載は、必須とする。

3 「一般質問通告書（様式1号）」と同様の書式を用いて発言通告を行うときは、電子メール及びファックスでの通告ができるものとするが、送信後に議会事務局へ受信確認の連絡を行うものとする。

（質問通告の受付）

第6条 一般質問の発言通告の受付は、「定例会開催月の前月の23日（休日の場合は、前（前）日）の午前8時30分から」受け付ける。

2 定例会が前月に繰り上げとなったときは、「招集告示日の1週間前の午前8時30分」から受け付けるものとする。

（質問通告の締切り）

第7条 一般質問の発言通告の締切りは、「定例会開催日の4日前（休日の場合は、

前（前）日の午後5時まで」とする。

（質問通告の特例）

第8条 初議会における一般質問の発言通告は、「開会日翌日の午前8時30分から正午まで」とする。

（発言順位）

第9条 一般質問の発言順位は、「一般質問通告書の受付順（以下、「発言順位」という。）」とする。

2 一般質問通告書の受付時に通告者が競合した時は、「くじ」により受付順を決定する。ただし、持参者（代理を含む）を優先するものとし、電子メール及びファックスでの通告者は持参者の後とする。

（発言順位の変更）

第10条 特別の事情があり、発言順位の際に質問できない場合は、「議長に申し出をし、議会運営委員会において協議し、了承されたとき」は、発言順位の変更ができるものとする。

（発言の失効）

第11条 発言順位の際に「通告した議員が議場にいない場合」は、通告の効力を失うものとする。

（緊急質問）

第12条 桶川市議会会議規則第60条に規定する「緊急質問」を行う場合は、議会運営委員会において協議し、了承後に行うことができる。

（遵守事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、桶川市議会先例集及び申し合わせ事項についても、遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月28日より適用する。

